基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年十月十三日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号
株式会社フィナンシャル・エージェンシー
代表取締役　齋藤　正秀

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十月十三日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号アルコタワー
メルク株式会社
代表取締役　カール・レーザー

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十月十三日

岐阜県羽島市小熊町西小熊三〇八三番地
羽島商事株式会社
代表取締役　南谷　茂伸

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十月十三日

東京都品川区東品川二丁目三番一四号
シンバシ・クレジット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
日本における代表者　長尾　正則

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市緑区鳴海町字白山九一番地、最後の住所愛知県名古屋市緑区鳴子町四丁目五二番地のニサンマンションアトレ鳴子Ⅲ六〇二号　被相続人　亡　結城　忠保

右被相続人は平成二十三年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年九月三十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

山形市あこや町二丁目一番三〇号
株式会社ジョイ
代表取締役　阿部　恵

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である藤井眞紀子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月十三日

東京都渋谷区神宮前五丁目八番五号
株式会社遊茶
日本における代表者　藤井眞紀子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である長尾正則が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月十三日

東京都品川区東品川二丁目三番一四号
アザブ・クレジット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
日本における代表者　長尾　正則

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である長尾正則が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十月十三日

東京都品川区東品川二丁目三番一四号
シンバシ・クレジット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
日本における代表者　長尾　正則

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市緑区鳴海町字白山九一番地、最後の住所愛知県名古屋市緑区鳴子町四丁目五二番地のニサンマンションアトレ鳴子Ⅲ六〇二号　被相続人　亡　結城　忠保

右被相続人は平成二十三年一月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年九月三十日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

愛知県名古屋市緑区鳴海町字白山九一番地
相続財産管理人　結城　基

限定承認公告

本籍大阪府大阪市天王寺区伶人町一三一番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区帝塚山一丁目一三番二五号ライオンズマンション帝塚山三〇三号　被相続人　亡　仲村　敏子

右被相続人は平成二十三年四月二日死亡し、その相続人は平成二十三年十月十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月十三日

神戸市東灘区田中町二丁目一一番一九―四〇四号　限定承認者　仲村美代子

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十三年十月二十八日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

次項に定める減資消却可能額の範囲内の金銭を資産流動化計画に係る業務の終了前に優先出資社員に対して払い戻すため。

二、優先資本金の額の減少をする要件、時期、減少する優先出資金の金額又はその計算方法

特定資産の全部若しくは一部の売却又は減価償却を行い取締役が簡易減資消却が必要であると判断した場合、その後取締役が決定により定めた時期に、初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）及び減価償却の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）の範囲内で取締役が定める金額について、各優先出資社員の保有する優先出資口数（全額の払込がなされていることを条件とする。）に応じて簡易減資消却を行うこと。

三、消却する優先出資の種類

第一回優先出資

四、消却する優先出資の口数

二千百八十二口

五、消却の方法、消却に要する金額又はその計算方法

消却金額は、一口あたり金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、以下のとおり計算されるものとする。

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める額（円）＝50,000円×（各優先出資社員の保有口数／優先出資の発行済み総口数（既に減資消却された分を除く。））

各優先出資社員の消却口数（小数点以下切り捨て）

六、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

第一回優先出資

平成二十三年十月十三日

東京都文京区本郷二丁目三番七号お茶の水元町ビル株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ内
RP―9特定目的会社
取締役　中里　肇

任意清算公告

当社は、平成二十三年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出ください。

平成二十三年十月十三日

大分県佐伯市蒲江大字畑野浦四一七番地の二
戸髙真珠合資会社
代表社員　戸髙　勝平

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年三月二日外務省告示第六十三号（ルパパヒニ国営放送局番組制作機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
四一一		一四	ジャヤスンドラ	P・B・ジャヤスンドラ
平成二十三年八月八日正誤欄中（原稿誤り）				
三二一		四	（終りから一六）	「図書及び」
〃	〃	一二	「図書及び」	「図書及び書類並びに」

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十三日付第二三一号九

六ページ●同日付政府調達第一九二号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）